

# 令和8年度 仙台市プレーパーク等運営補助事業募集要項

子どもたちのすこやかな成長を支える遊びの環境の充実を図るため、プレーパーク等を運営する団体の活動に要する経費の一部を補助します。

## プレーパーク等

この事業では、子どもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出す者（プレーリーダー）が配置され、プレーリーダーや地域の大人等の見守りの中で、子どもが工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊びを実現できる場を「プレーパーク等」といいます。

## プレーリーダー

子どもの主体的な遊びを引き出し、見守り、支援するとともに、安全管理の知識をもつ人のことをいいます。

## 対象事業

### 【スタートアップ支援】

プレーパーク等を運営する活動を開始しようとする団体または活動開始後1年未満の団体が、定期的にプレーパーク等を実施する事業で、本補助事業による補助を受けたことがないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とします。

- (1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 事業内容が具体的ではないもの
- (4) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 法令、条例等に違反するもの

## 【ステップアップ支援】

プレーパーク等の運営について、1年以上の活動実績がある団体が活動の内容、活動エリア等を拡充する事業であること。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とします。

- (1) 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 事業内容が具体的ではないもの
- (4) 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 法令、条例等に違反するもの

## 補助対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 仙台市内に活動場所があること。
- (2) プレーパーク等を原則年4回以上運営し、次年度以降も継続して運営する予定があること。
- (3) 規約、会則、定款等を有する団体で、構成員の名簿を備え、代表者が明確であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (5) 本市において市税を完納していること（当該申告の義務を有する方に限ります）。
- (6) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (7) 市区町村、民間団体等が実施するプレーリーダー養成講座（プレーリーダー研修）等を修了した者が配置されていること。

※未受講の場合は、令和8年度中に受講し、実績報告書提出時にプレーリーダー養成講座（プレーリーダー研修）等を修了したことが分かる書類を提出してください。

## 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。（補助事業の実施にあたり直接的に要する部分に限ります。）

### (1) 人件費（報償費を含む）

- ・プレーリーダーの配置に要する費用、運営に必要な者の配置に要する費用、外部の講師等に支払う謝礼等

### (2) 物件費（旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、保険料、使用料及び賃借料、設備備品購入費）

- ・旅費：外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費等
- ・消耗品費：文具類、コピー用紙、材料費等（活動の目的を果たすために必要な飲食物の材料費等）

※購入単価が2万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の物品が対象。

※小麦粉、米、肉、野菜等の材料は対象となりますが、購入してすぐ飲食できるような物（熱中症対策等のための飲食物を除く）は対象外。

- ・印刷製本費：チラシ等の印刷費等
- ・修繕料：備品、器材等の修理に係る費用等

- ・保険料：利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害・損害保険等の保険料等
- ・使用料及び賃借料：活動会場の使用料、機材等のレンタル料、駐車場使用料等
- ・設備備品購入費：購入単価が2万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の物品の購入費等

### (3) その他、市長が適当と認める経費

- ・収入印紙代、活動資料や報告書等の郵送費・切手代等

## 補助金額

### 【スタートアップ支援】

一事業当たりの補助金の上限額は20万円とし、市の予算の範囲内において補助します。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。補助金額は事業内容を査定し決定しますので、必ず申請金額の満額が認められるものではありません。

### 【ステップアップ支援】

一事業当たりの補助金の上限額は10万円とし、市の予算の範囲内において補助します。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。補助金額は事業内容を査定し決定しますので、必ず申請金額の満額が認められるものではありません。

## 応募受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月20日（月）まで郵送、e-mailまたは持参（月～金：午前9時～午後5時）（必着）。

提出先 仙台市こども若者局こども若者政策課（電話：022-214-8687）  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号 上杉分庁舎9階  
e-mail: kod006060@city.sendai.jp

## 応募書類

- (1) 仙台市プレーパーク等運営補助金交付申請書（第1号様式）
  - (2) 事業計画書（第1-1号様式）
  - (3) 収支予算書（第1-2号様式）
  - (4) 団体の規約、会則等
  - (5) 役員名簿
  - (6) 市税納付状況調査申請書（第1-3号様式）又は市税の滞納がないことの証明書
  - (7) プレーリーダー養成講座（プレーリーダー研修）等を修了したことが分かる書類 ※応募時に未受講の場合は、令和8年度中に受講し、実績報告書提出時に提出してください。
- ※必要に応じ、これ以外の資料の提出を求める場合があります。

## 選考方法

仙台市が下記の審査基準により総合的に評価し、補助対象事業を選定します。必要に応じてヒアリ

ングを実施する場合があります。

#### 【スタートアップ支援】

- (1) 事業目的の設定が明確になされていること
- (2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること
- (3) 具体的かつ実現可能な計画であること
- (4) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること
- (5) 本補助期間終了後もプレーパーク等を運営する活動の継続が期待されること

#### 【ステップアップ支援】

- (1) 事業目的の設定が明確になされていること
- (2) 事業内容が、事業目的を達成するために適切なものであること
- (3) 具体的かつ実現可能な計画であること
- (4) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること
- (5) 本補助期間終了後も活動内容、活動エリア等の拡充の継続が期待されること

※6月下旬までに対象事業と補助金額を決定します。

### その他

- (1) この事業は「仙台市プレーパーク等運営補助金交付要綱」に基づきます。交付決定後の諸手続きは同要綱の規定に従います。
- (2) 交付決定後に経費の配分または補助事業の内容の変更（要綱に定める軽微な変更を除く）を行う場合は、変更承認の申請が必要となります。計画及び予算書は十分に精査して提出してください。
- (3) 事業終了後はすみやかに実績報告書、収支決算書、対象経費支出内訳書、対象経費支出に係る領収書等の写しを提出していただきます。領収書は「宛名（申請団体名）」及び「ただし書」が記載されたものを提出して下さい。
- (4) 経費に対してポイント等を利用した支払いを行った場合、当該ポイント等分を補助対象経費から除外してください。
- (5) 活動場所について、管理者の許可等が必要な場合は、使用について管理者へ相談する等の事前の調整をしてください。

### 補助金の交付までの流れ

